

市民農園の農園用地ガイド

市民農園にしたい農地（「農園用地」）が、下記の条件に当てはまるかご確認ください。

① 農園用地は、農地法第3条により、3年以内に所有した農地ではないこと。

- ・農地法第3条の許可を要するものは、売買や贈与などが該当します。3年を超えて所有している農地、相続で受けた農地は開設が可能です。

※本市では、利用権設定がされている農地での開設できません。

② 農園用地が複数農地の場合、「隣接農地」「対向農地」であること。

- ・対向農地とは、主として農業用に使用される道路の場合に限ります。
- ・すべての農地で、区画・通路・荷下ろしスペース等を確保してください。

※駐車場スペースのみの利用は認められません。

③ 農園用地が所在する人・農地プランの地区に、他の市民農園がないこと。

- ・令和4年4月1日時点の各人・農地プランの地区（便宜的に実質化された長沢を含める）に、市民農園は一つまで開設可能です。市内16地区のいずれの地区に農地があるかご確認ください。

（豊川東部①、豊川東部②、豊川東部③、豊川中部①、豊川中部②、豊川南部、豊川西部、一宮西部、一宮東部、一宮南部、音羽、御津南部、御津北部、小坂井東、小坂井西、長沢）

④ 農園用地とほかの市民農園が、直線距離で1km以上離れていること。

- ・直線で1km以上離れていない場合は開設できません。なお、市民小菜園は対象に含みません。

※③の地区が異なっても、当該条件は適用されます。

⑤ 農園用地の隣接地や対側地の所有者と、十分に調整ができていること。

- ・隣接地や対側地が農地の場合は、所有者だけでなく耕作者とも調整が必要です。
- ・調整結果は、同意書や承諾書等で確認させていただきます。

⑥ 農園用地が農用地区域内にある場合、次の要件を満たすこと。

- ・農用地区域外に、代替できる自己所有農地がないか、必ず検討してください。
- ・できる限り区域外に近い農地としてください。
- ・③該当地区の地域計画に反していないか、確認してください。策定されていない場合は、地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員（「当該委員」）の判断を仰いでください。
- ・開設及び規模について、適切か否か当該委員の判断を仰いでください。

※当該委員の判断を仰ぐ場合は、初めに市農務課へご連絡ください。

※上記の要件は、すでに開設された市民農園において、農園用地を拡大する場合にも適用されます。

市民農園を始めませんか！

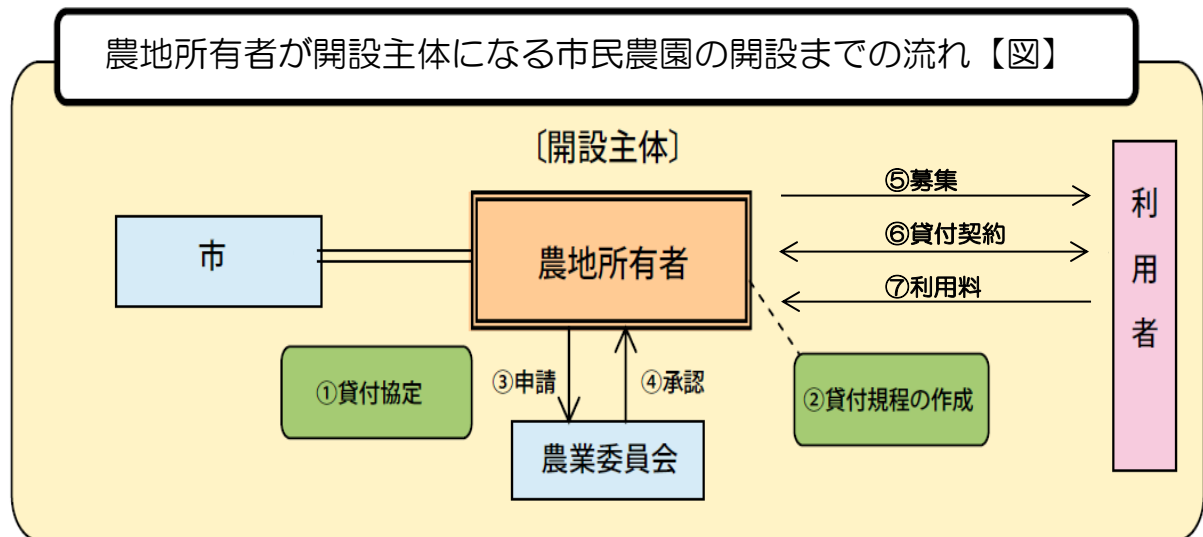
開設の支援をさせていただきます！

農家の皆さんが自ら開設者となり小区画の農地を市民の方に貸し出すことができます。豊川市では、その開設を支援いたします。開設までの流れ、支援の内容などについては、下記のとおりです。

1 開設農地の主な基準（開設の際は、開設農地の基準及び条件を満たす必要があります。）

- 周辺農地、農業者へ影響がない。
 - 道路に面した農地であり、利用者が使用できる水利、荷下ろしスペースが確保できる。
 - 10区画（1区画15～100㎡）以上とれる広さである。
 - 相続税の納税猶予制度適用農地、麦大豆のブロックローテーションの農地ではない。
- ※上記以外の基準は、「豊川市市民農園設置要綱」をご確認ください。
 ※開設農地の条件は、裏面の「市民農園の農園用地ガイド」をご覧ください。

2 開設までの流れ



3 支援の内容

- 必要書類の作成支援（図の①、②、③、⑥に関する書類）
- 利用者募集（図の⑤）について、市ホームページ・広報とよかわへの掲載及び市が開設する市民小菜園利用者へ案内
- 市民農園の看板、区画割用のプラスチック杭、区画番号表示用の立札ラベルの貸与

4 その他

- 利用料は、初期整備費用（整地費、土壌改良、区画割り経費、給排水整備など）及び維持管理費（固定資産税、共用部分の除草経費、修繕費など）を考慮し、開設者が設定します。
- 相談から開設までの必要期間の目安は、おおよそ半年です。

お問合せ先：豊川市産業環境部農務課 農政係 電話 0533-89-2138